

市川市の概況

• 人口:475,571人(H21)

• 面積: 56.39km²

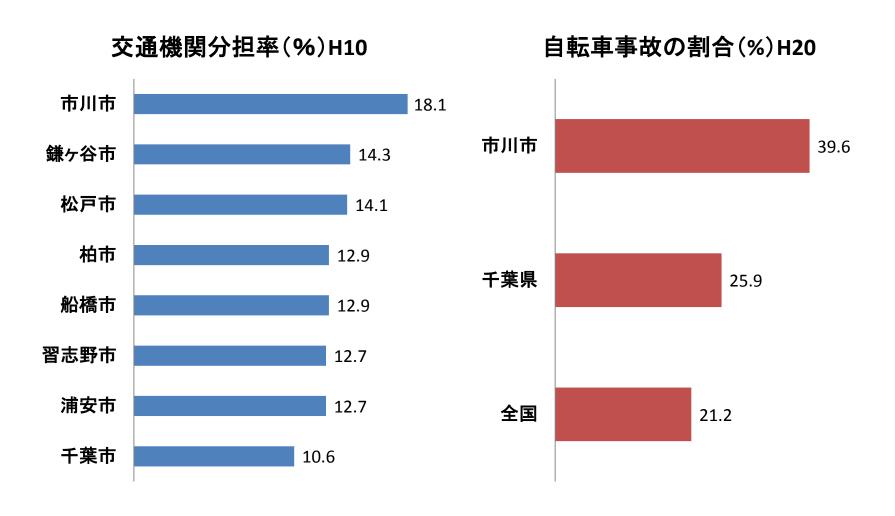




取り組み事例

- 市川市自転車安全利用対策懇談会
- 契機:自転車事故率が高い
- 目的:ルール・マナー意識の向上、事故減少
- 主催:市(事務局:道路交通部交通計画課)
- 期間:平成21年度
- 会議:5月29日~11月6日まで6回開催
- メンバー: 住民、行政関係者計15名

自転車利用と事故の状況



メンバーの構成

- 住民代表
 - 自治会長、自転車・軽自動車商協同組合、大学生、商店会、交通安全母の会、サイクリン グ協会
- 行政関係者警察署、市川市交通計画課
- 学識経験者

会議内容

回数	月日	会議内容
1	5月29 日	自転車事故の現状、安全対策の現状紹介
2	6月26 日	ワークショップ: 自転車の安全利用の問題点
3	7月24 日	ワークショップ: 自転車の安全対策
4	8月28 日	条例方向性、自転車の深刻な問題プレゼン
5	9月29 日	条例方向性、自転車道ネットワーク、提言書検討
6	11月6 日	提言書検討





提言骨子

- 自転車走行環境の整備
- 交通ルール・マナーの周知
- 自転車安全利用条例の検討
- 自転車の点検整備の促進
- 駐輪場の情報発信基地としての活用

条例の検討内容

- 暴走自転車の指導
- 罰金も検討(二重罰の問題も)
- 学校、家庭、自治会での教育・啓発の促進
- 歩道も左側通行の検討
- 押し歩き地域の設定
- 車道上での順法自転車の尊重

鬼高自治会の活動

- 鬼高自治会:12,000人、5,300世帯 7割が加入
- 平成16年の自転車事故をきっかけに呼びかけ 運動
- 年4回の交通安全運動に合わせ実施
- 1班15人、2班で実施
- 違反自転車に「イエローカード」の手交
- ルールの周知徹底に一定の役割



イエローカード!

自転車は車と同じ仲間(軽車両)

です

- □ 危険な歩道通行
- □ 信号無視
- □ 一時停止
- □ 二人乗り
- 口 無灯火



は大変危険です。やめましょう!

自治会)

自転車の主な違反の罰則

- ※ 信号無視(道交法第7条)
 - 3ヶ月以下の懲役・5万円以下の罰金
- ※ 並進走行
 - 2万円以下の罰金・科科
- ※ 夜間無灯火走行(道路交通法52条)
 - 5 万円以下の罰金
- ※ 二人乗り (道路交適法第57条2項)
 - 2 万円以下の罰金・科料
- ※ 自転車が通行できる歩道での歩 行者の通行妨害(速交法第63条の4)
 - 2万円以下の罰金・科料
- ※ 酒酔い運転 (道交法第65条)
- 3年以下の懲役・50万円以下の罰金 ※ 携帯電話の使用(安全運転の義務) (道交法第70条)
 - 3ヶ月以下の懲役・5万円以下の罰金

ゆずり合いの心を持って

安全な町 市川市を築きましょう

まとめ

- ソフト面の対策を中心
- 条例による規制・啓発の検討
- 市民による呼びかけ運動の実績
- 今後市長に提言書の報告

• 反省点 市民公募が間に合わなかった インフラ整備との連携が薄かった

南アフリカのお話





